

恵那市が発注する公共工事における技術者等の複数現場への配置基準

(営業所専任技術者)

1) 市内の営業所において請負契約を締結したものであって、その営業所と常に連絡が取れることに加え、所属建設業者と直接かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、営業所専任技術者が非専任の監理技術者等を兼務することができる。

※直接的な雇用関係 監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること。よって在籍出向者や派遣社員は認められない。

※恒常的な雇用関係

一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上勤務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者は双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことが必要です。

公共工事において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争入札に付する場合にあって入札の申込を伴わないものにあつては、入札の執行日、随意契約による場合にあっては、見積書の提出のあった日）以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

(主任技術者)

1) 諸経費調整の対象となる近接工事については、専任の主任技術者を兼務することができる。

さらに、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ工事現場の相互距離が 10km 程度に近接したものは、主任技術者を兼務することができる。

2) 専任義務のある主任技術者が、他の工事の主任技術者を兼務できる数は、専任、非専任を問わず 1 現場とする。

(現場代理人)

1) 諸経費調整の対象となる近接工事（概ね直線距離で 100m以内）については、あらかじめ発注者の承諾を得た場合のみ現場代理人を兼務することができる。

さらに、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ工事現場の相互距離が 10km 程度に近接したものは、現場代理人を兼務することができる。

2) 1) とは別に以下の条件を全て満たし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合においては、2 件までの工事について同一の現場代理人を工事現場に配置できるものとする。

- ① 工事がともに恵那市発注工事であり、かつ当該工事現場間の行き来が容易に出来る範囲にあること。
 - ② 契約金額の合計が、2,500万円未満であること。なお、契約変更により、請負金額の合計が税込み2,500万円以上となる場合には、本要件から外れるものとする。
 - ③ 直近2ヶ年度に2件以上の恵那市発注工事の受注実績があること。なお、直近2ヶ年度の実績がない場合は、本件を満たさないものとする。
- 3) 1)、2)とは別に、次の各号のいずれかに該当する工事は、あらかじめ発注者の承諾を得た場合に兼務できるものとする。
- ① 単価契約の工事
 - ② 災害その他やむを得ない理由により、緊急かつ短期間に施工する必要のある工事
- 4) 1)、2)、3)とは別に、工事請負契約約款第10条第3項に規定については、以下の内容とする。ただし、発注者と受注者との間で打ち合わせ記録簿等の書面により明確にすることを条件とする。
- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - ② 工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
 - ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
 - ④ ①～③に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- 5) 現場代理人を兼任する場合は、受注者が兼任する全ての工事担当課あてに、「現場代理人の兼務申請書」を提出しなければならない。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。